

## 非常変災時等の措置について

令和8年5月29日より、気象庁による新たな防災気象情報が運用され、この運用により、従来の「警報」と「特別警報」の間に、より避難の必要性が高い「危険警報」が新たに位置づけられます。

つきましては、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

児童生徒が登校している場合や、始業時刻後に以下の態様及び規模の災害が発生した場合、児童生徒の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、次に掲げるルールにより児童生徒を下校させます。

➤ **小学校にあっては、保護者等への直接引き渡し又は教職員による引率のもとで下校させます。**

➤ 中学校にあっては、下校時の注意事項を当該生徒に指導したうえで下校させます。

➤ 休業日(土・日・祝日・長期休業)の部活動などについても、同様の措置となります。

保護者などが在宅していない場合は、児童生徒を学校で待機させ、必要な措置を講じつつ保護します。

登下校中に災害などが発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に共通理解を図っておいてください。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。(河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来通り「イ」の措置基準に準じる)

イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報(警戒レベル〇相当情報)ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市 HP(発令した場合、トップ画面に表示されます)

○おおさか防災ネット(メール登録もできます)

○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

○NHK速報

○防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます)

○緊急速報メール(受信できない機種もあります)

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

「大阪 880 万人訓練」と同様の放送とメール配信があります。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

### ●臨時休業措置、下校措置としたときの対応

➤ 臨時休業が決定次第、ホームページでもご連絡いたします。

咲洲みなみ小中一貫校ホームページ

<https://swa.city-osaka.ed.jp/j722636>

